

# 東郷町地域防災計画

(平成29年度版)

東郷町防災会議

## 目次

## 第1編 総則

## 第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 東郷町地域防災計画の作成又は修正	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 防災組織の整備	2

## 第2章 本町の特質と災害要因

第1節 本町の地形・地質等	4
第2節 過去の災害状況	4
第3節 社会的条件	9

## 第3章 被害の想定

第1節 地震被害の想定	11
第2節 風水害等の災害想定	13

## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任	15
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	15

## 第2編 災害予防

## 第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進	30
第2節 自主防災組織、ボランティアとの連携	31
第3節 企業防災の促進	34

## 第2章 建築物等の安全化

第1節 地震災害に対する建築物の耐震推進	36
第2節 風水害等に対する公共建築物等の災害予防	38
第3節 道路・橋梁・河川・ライフライン関係施設等の整備	39
第4節 文化財の保護	44
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	45

## 第3章 都市の防災性の向上

第1節 マスタープラン等の策定	48
第2節 防災上重要な都市施設の整備	48
第3節 建築物の不燃化の促進	48

第4節 市街地の面的な整備・改善	49
第4章 液状化対策・地盤災害の予防	
第1節 土地利用の適正誘導	50
第2節 液状化対策の推進	50
第3節 宅地造成の規制誘導	50
第4節 土砂災害の防止	51
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	54
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	55
第6章 避難行動の促進対策	
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	60
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	60
第3節 避難勧告等の判断	62
第4節 避難計画	62
第5節 避難に関する意識啓発	64
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
第1節 避難所の指定	66
第2節 要配慮者支援対策	68
第3節 帰宅困難者対策	71
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	
第1節 火災予防対策に関する指導	73
第2節 消防力の整備強化	74
第3節 危険物施設の防災対策	75
第4節 毒物劇物取扱施設の防災対策	75
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	75
第9章 広域応援体制の整備	
第1節 広域応援体制の整備	77
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	78
第3節 支援物質の円滑な受援供給体制の整備	79
第10章 防災訓練及び防災意識の向上	
第1節 防災訓練の実施	81
第2節 防災のための意識啓発・広報	83
第3節 防災のための教育	85
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	86
第11章 防災に関する調査研究の推進	87

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	
第1節 災害対策本部の設置・運営	89
第2節 職員の派遣要請	101
第3節 災害救助法の適用	101
第2章 避難行動	
第1節 地震情報及び気象情報等の伝達	103
第2節 避難者の勧告・指示	108
第3節 住民等の避難誘導	112
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
第1節 被害状況等の収集・伝達	114
第2節 通信手段の確保	120
第3節 被害状況等の調査収集及び伝達の個別計画	122
第4節 広報	129
第4章 応援協力・派遣要請	
第1節 応援協力	131
第2節 応援部隊等による広域応援等	133
第3節 自衛隊の災害派遣	134
第4節 ボランティアの受入	137
第5節 防災活動拠点の確保	139
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	140
第5章 救出・救助対策	
第1節 救出・救助活動	142
第2節 航空機の活用	143
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
第1節 医療助産救護	145
第2節 防疫・保健衛生	149
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
第1節 道路交通規制等	153
第2節 道路交施設対策	157
第8章 水害防除対策	
第1節 水防	160
第2節 防災営農	163
第9章 浸水対策	166
第10章 避難者・帰宅困難者対策	
第1節 避難所の開設	167
第2節 避難所の運営	169

第3節	要配慮者支援対策	174
第4節	帰宅困難者対策	175
第11章	水・食料・生活必需品等の供給	
第1節	給水	177
第2節	食料の供給	178
第3節	生活必需品の供給	180
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	
第1節	環境汚染防止対策	182
第2節	地域安全対策	182
第13章	遺体の取扱い	
第1節	遺体の捜索	184
第2節	遺体の処理	184
第3節	遺体の埋火葬	186
第14章	ライフライン施設等の応急対策	
第1節	電力施設対策	188
第2節	ガス施設対策	189
第3節	上水道施設対策	191
第4節	下水道施設対策	192
第5節	通信施設の応急措置	192
第6節	郵便業務の応急措置	195
第15章	航空災害対策	196
第16章	道路災害対策	198
第17章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	
第1節	危険物等施設対策	200
第2節	危険物等積載車両対策	202
第18章	放射性物質及び原子力災害応急対策	
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	203
第2節	特定事象発生時の応急対策	204
第3節	緊急事態応急対策	206
第4節	県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	208
第19章	大規模な火事災害及び林野火災対策	
第1節	大規模な火事災害対策	209
第2節	林野火災対策	211
第20章	住宅対策	
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	215
第2節	被災住宅等の調査	216

第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	216	
第4節	応急仮設住宅の建設	217	
第5節	住宅の応急修理	219	
第6節	障害物の撤去	220	
第21章	応急教育・応急保育		
第1節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	222	
第2節	教育施設及び教職員の確保	223	
第3節	応急な教育活動についての広報	225	
第4節	教科書・学用品等の給与	225	
第5節	学校給食対策	226	
第6節	児童生徒の健康保持	226	
第7節	応急保育対策	226	
第8節	文化財の応急対策	227	
第22章	災害救助法の適用	228	
第4編 災害復旧・復興			
第1章 復興体制			
第1節	復興本部の設置等	231	
第2節	復興計画等の策定	231	
第3節	職員の派遣要請	231	
第2章 公共施設等災害復旧対策			
第1節	公共施設災害復旧事業	233	
第2節	激甚災害の指定	234	
第3節	暴力団等への対策	236	
第3章 災害廃棄物処理対策			237
第4章 震災復興都市計画の手続き			
第1節	第一次建築制限	239	
第2節	第二次建築制限	239	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	240	
第5章 被災者等の生活再建等の支援			
第1節	り災証明書の交付等	241	
第2節	被災者への経済的支援等	241	
第3節	金融対策	243	
第4節	住宅対策	246	
第5節	労働者対策	247	
第6章 商工業・農林水産業の再建支援			

第1節 商工業の再建支援	249
第2節 農林水産業への支援	249
第5編 東海地震に関する事前対策	
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	251
第2節 東海地震に関する情報	251
第2章 地震災害警戒本部の設置等	
第1節 地震災害警戒本部の設置	253
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	260
第3節 警戒宣言発令時等の広報	263
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	265
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	266
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	267
第4章 発災に備えた直前対策	
第1節 避難	270
第2節 消防、浸水等対策	272
第3節 社会秩序の維持対策	273
第4節 道路交通対策	274
第5節 鉄道	276
第6節 バス	277
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	278
第8節 生活必需品の確保	280
第9節 金融対策	281
第10節 郵政事業対策	283
第11節 病院、診療所	283
第12節 緊急輸送	283
第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	284
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	
第1節 道路	286
第2節 河川及び農業用ため池	286
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	286
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	288
第5節 工事中の建築物等に対する措置	289
第6章 他機関に対する応援要請	

第1節 防災関係機関に対する応援要請等 .....	290
第2節 自衛隊の地震防災派遣 .....	290
第7章 住民のとりべき措置	
第1節 家庭においてとりべき措置 .....	292
第2節 職場においてとりべき措置 .....	293